

令和4年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月16日
2. 招集の場所 可児市役所議場
3. 開 会 令和4年3月16日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 令和4年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 令和4年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 令和4年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 令和4年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 令和4年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和4年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について
- 議案第8号 令和4年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第9号 令和4年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第10号 令和4年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第11号 令和4年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第12号 令和4年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第13号 令和4年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第14号 令和4年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第15号 令和3年度可児市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第16号 令和3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第17号 令和3年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第18号 令和3年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 令和3年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（18名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	勝野 正規
委員	林 則夫	委員	亀谷 光
委員	富田 牧子	委員	伊藤 健二
委員	中村 悟	委員	山根 一男

委員 野呂和久
委員 川合敏己
委員 板津博之
委員 大平伸二
委員 松尾和樹

委員 天羽良明
委員 澤野伸
委員 渡辺仁美
委員 中野喜一
委員 奥村新五

6. 欠席委員 (1名)

委員 酒井正司

7. その他出席した者

議長 山田喜弘

監査委員 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長 加納克彦
教育委員会事務局長 渡辺勝彦
福祉支援課長 飯田晋司
子育て支援課長 水野伸治
健康増進課長 後藤文岳
学校教育課長 今井竜生

こども健康部長 伊左次敏宏
高齢福祉課長 東城信吾
国保年金課長 水野哲也
こども課長 梅田浩二
教育総務課長 石原雅行

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮崎卓也

議会総務課長 下園芳明

議会事務局書記 土屋晃太郎

議会事務局書記 林桂太郎

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さんおはようございます。

定刻より少し早いですが、開会したいと思います。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

酒井委員におかれましては欠席届が提出されておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、本委員会に付託されました予算議案のうち教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

委員の皆様をお願いいたします。事前提出の質疑内容について、説明に不足がある場合には趣旨を加えて説明をお願いします。

また、質疑内容について特に注意を要すべき事項は、予算決算委員会終了後、各常任委員会内の課題として協議していただくよう、併せてお願いをいたします。

今回提出いただきました質疑に令和 3 年度補正予算に関するものはありませんでしたので、令和 4 年度予算のみの質疑となります。

質疑の順は重点事業の分を先に行い、次いでその他の事業の分を行います。

会場の都合により、教育福祉委員会所管のうち、初めにこども健康部、その後、福祉部、教育委員会事務局の質疑を行いますのでよろしく願いいたします。

お手元に配付しました事前質疑一覧に沿って一問ずつ行います。

質疑をする際には、資料番号、ページ数、事業名、質疑内容を発言してください。

内容が重複する質疑は、それぞれ発言していただき、その後にとまとめて答弁をしていただきます。

また、関連質疑はその都度認めますので、発言のある方は挙手をしてください。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、こども健康部の分の質疑を行います。

野呂委員から順に一問ずつお願いいたします。

○委員（野呂和久君） おはようございます。

重点事業説明シート、15 ページです。事業名が成人各種健康診査事業です。

可児市糖尿病性腎症重症化予防プログラムを可児医師会と実施している。市民の健康維持、予防に重要な対策と考えるが、取組の現状はどうか、課題はないか、令和 4 年度を取組と併せ、説明を求めます。

○健康増進課長（後藤文岳君） 可児市糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者及び治療中断者について適切な受診勧奨により治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高いものに対して、医療機関と連携しながら保健指導等を行い、腎不全、人工透析への移行を防止することによって、市民の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的としています。

現在の取組は、医療機関の未受診者や治療中断者に対し、手紙や電話による受診勧奨を行

っています。また、当該年度に医療機関受診につながらなかった人については、次年度にも継続して医療機関の受診勧奨を行っています。

令和3年度の実績はまだ出ていませんので、令和2年度の実績となりますが、国民健康保険の特定健診受診者のうち、ヘモグロビンA1c6.5%以上、または空腹血糖値126ミリグラムパーデシリットル以上に該当する方で、未治療や中断治療者308人に対して受診勧奨を実施し、203人が医療機関を受診し、105人が未受診でした。

医療機関との連携による保健指導については、本年度医療機関から3人の保健指導依頼があり、保健指導を実施いたしました。

また令和4年1月26日・28日には、糖尿病に関する知識を得ることなどを目的に、医師、看護師を講師に招き、糖尿病教室の開催を計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。

課題としては、早期に医療機関を受診し、状態にあった治療を開始し、継続した自己管理をしていくことで重症化予防につながりますが、特に自覚症状がない中での受診勧奨となるため、医療機関につながらない場合もあります。今後も地道に継続した未受診勧奨や、病気の理解や生活習慣の改善などの知識や、情報提供をしていくことが必要と考えます。

令和4年度についても、本年度と同様に未受診勧奨や医療機関と連携を図り、糖尿病重症化予防に取り組んでいきます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 重点事業説明シートの22ページに移ります。

こども発達連携支援事業です。

会計年度任用職員を1名増員しての取組ということですが、その実績及び増員の理由につきまして御説明をお願いします。

○子育て支援課長（水野伸治君） こども発達連携支援事業につきましては、こども応援センターぱあむを中心といたしまして、乳幼児の発達に心配を抱える保護者からの相談や、支援を要する幼児に関して園や担任、保護者を支援するための年中児相談や発達支援コーディネーターの育成強化、教育委員会との連携による就学支援や発達検査など、発達の支援に関する様々な事業を実施しております。

また自分の体を守る気持ちを幼児期から育てるため、命のふれあい教育などの教育事業にも取り組んでおります。

事業の実施状況といたしましては、令和4年2月末の時点で、発達に関する相談が215件、年中児相談を18園において実施する中で、全年中児への発達アンケートが639件、行動観察、233件、保護者との面談が78件、また育児不安や心配を抱える保護者との面接や電話が157件、病院や学校などとのケース会議19件に参加するなど、1年を通して数多くの相談や面談などにぱあむ相談員が対応しております。

このほか、集団の場での児童の過ごし方について先生たちにアドバイスする観察訪問事業

の実施が16園で131名、発達支援コーディネーター会議や研修会4回の開催で園の先生たち144名の参加など、子育て関係機関への支援を実施してございます。

令和元年度から始めました命のふれあい教育は、申込みのあった19園、926名を対象に順次実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くが中止となっ
てしまい、現在242名の園児と78名の保護者を対象に実施しているような状況です。

こども応援センターばあむは、平成29年度に新設されまして、相談員として臨床心理士2名、教員1名、特別支援学校教諭1名の計4名でスタートして各種事業を実施してきましたが、令和2年度から3名体制となっているため、令和4年度より公認心理士、臨床心理士、臨床発達心理士などの資格を有する相談員1名を募集したいと考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（山根一男君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に移りますが、3番、4番は一括でお願いいたします。

○委員（板津博之君） 重点事業説明シートのページは26ページになります。

家庭相談事業です。

1回当たりの件数が増えたことにより、前年度より相談件数が増えたとのことだが、養育支援訪問員は増員する必要はないか。また、児童虐待を発見した場合の対応はどのようにしているのか。これについては特に学校との連携についても教えていただきたいと思
います。お願いします。

○委員（松尾和樹君） 同じく家庭相談事業です。

児童からの相談件数の増加が顕著だが、相談内容の傾向と対策はありますでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 初めに、板津委員の質問にお答えいたします。

まず、委員御質問の前段にございます養育支援訪問員の増員の必要性についてお答え
いたします。

養育支援訪問は、若年等で出産前から支援が必要な妊婦、育児ストレス、産後鬱病、育児ノイローゼ等により子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や、様々な原因で養育への支援が必要な家庭に、養育上の問題解決や軽減のため、子育て経験者等による育児、家事の援助、または保健師等による具体的な養育に関する助言指導等を訪問により実施しているものでござ
います。

養育支援訪問の実績としましては、令和元年度が支援対象の4世帯に延べ45回、令和2年度が5世帯に延べ31回、令和3年度が2月末現在で4世帯に延べ46回訪問しております。これまでに関わった家庭のケースワークでは、現在登録している養育支援員9名で十分に対応できております。ただし、今後様々な養育上の問題が発生するケースが増えてくることも想定されますし、支援に関わる人が多く存在していることは大きなメリットだと考えますので、子育て支援に関わる部署と連携しながら、養育支援員としてふさわしい人材の確保は常に念頭に入れております。

次に、児童虐待を発見した場合の対応についてお答えいたします。

虐待は確証がない疑いの通告でも対応しなければなりません。市に通告や情報が入った場合は、子ども相談センター等の関係機関と連携しながら、速やかに関係者と接触し、対応を行っております。

主な対応内容としましては、児童の安全確認、関係者からの聞き取り、保護者等への指導です。

学校との連携に関しましては、主なものとして次の4点が挙げられます。

1点目としまして、毎年、小・中学校を訪問し、虐待の対応方法、注意事項、子ども相談センターへの通告基準などの説明やお願いを行っております。2点目としまして、各学校には岐阜県教育委員会から児童虐待防止の手引が配付されており、その中で子ども相談センターへの通告基準が示されております。3点目としまして、虐待対応の情報は、学校とこども課だけでなく市教育委員会事務局、通告基準に該当するケースによっては子ども相談センターを含めて連絡体制を整えております。4点目としましては、ケース対応後も学校では児童の安全の見守りを継続いただき、こども課も定期的に状況を確認しております。

市では、虐待の疑い事案を含め、子供たちの小さなサインを見逃さないためにも、学校との密接な連携を今後も継続してまいります。

続いて、松尾委員の質問にお答えいたします。

最近の相談や対応するケースの傾向の主なものとして、次の4点を紹介いたします。

1点目は、児童の前で父母、内縁者等も含みますが、が争い、児童への心理的虐待行為となる面前DVの増加です。このケースは当事者である父母や、児童自身が警察に通報して発覚することが多くなっております。2点目としましては、外国籍世帯における虐待です。しつけに対する考え方の違いなどもあり、繰り返し起こるケースも見られます。3点目は、ゲームやスマホ依存による不登校、生活の乱れです。これらが原因となり、親の虐待行為や児童の家庭内暴力へ発展するおそれもございます。4点目は、相談内容の多様化、複雑化です。複雑な家庭環境や経済的な困窮、病気や障害など各種の問題が複雑に絡むことで、対応に要する時間や労力が大きくなっており、早期解決が困難なケースが増加しております。

こういったケースや課題に対しては、要保護児童対策地域協議会、通称要対協と申しますが、等を中心に、関係機関が連携し、多機関・多職種による共同支援を行っております。さらに、具体的な対策や対応について補足しますと、面前DVに関しましては、岐阜県では子ども相談センターと警察との間で連携協定が結ばれており、警察が対応したケースで児童虐待に該当するものは、警察から子ども相談センターへの児童通告という流れが確立しております。こういった連携が面前DVという虐待を顕在化できている一つの要因ではないかと考えております。

なお、児童通告があったケースについては、必ず子ども相談センターの指導が入ることになります。

次に、外国籍世帯の虐待につきましては、日本語の理解が困難な場合、保護者対応の際に、

状況によって市または県の通訳を同席させております。また、児童虐待に関する多言語化パンフレットを用いるなどして対応をしております。繰り返される虐待につきましても、その都度、何度でも対応し、子供の安全確認や指導を続けているところでございます。

ゲームやスマホ依存につきましても、家庭での困り感を聞いた上で、必要と思われる状況であれば、医療機関やスクールカウンセリングの受診勧奨、精神保健福祉相談会の紹介や、つながりを行っております。

複雑に問題が絡み、対応に苦慮するケースにつきましては、庁内の福祉関係の部署で構成する中核機関、支援調整会議において、弁護士や精神保健福祉士から助言指導を受けられる体制を整えており、必要に応じ助言指導を求めているところでございます。以上でございます。

○委員（松尾和樹君） すみません、途中、説明で出てきました要対協について、少し詳しく教えてもらってもよろしいでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 要対協につきましては、先ほど申しましたように要保護児童対策地域協議会と申しまして、当然、市もそうなんですけれども、警察、子ども相談センター、その他関係する機関の方たちによって構成されるものでございまして、法律によって定められたものでございます。

なお、そちらについては代表者会議、あるいは担当者会議など、その構成の中でもまた細分化されておりまして、具体的なケースについて検討したりとか、そういった対応について検討する機関でございます。

○委員（板津博之君） 一応参考までに、先ほど学校等の連携について4点ほどおっしゃられましたけれども、令和2年度になるんですか、直近の実績として、いわゆる学校と連携した件数というのはわかりますでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 今、件数というのはすぐに分かりませんが、当然学校から情報をいただいて状況を聞き取りに行ったり、子供さんのお話を聞いたりということもございまして、こちらから出向いて、ふだんいつも名前が上がっているお子さんではなくて、ちょっと学校としても気になるなというお子さんの情報をいただいたり、幼稚園、保育園なんかもそうなんですけれども、そういったところへこちらから出向いて情報を取りに行くという形ですか、少しでも気になることがあれば取りに行ったりというような形でいろんな連携はしております。件数と言われるとちょっと出ませんけれども、そういった密な連携は進めております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（中野喜一君） 重点事業説明シートの27ページ、私立保育園等保育促進事業、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金は、全額人件費に充当されるのでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき、賃上げ効果が継続される取組を行うこと

を前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を行う事業者に補助を行うものでございます。

補助の対象は、特定教育保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設に勤務する全ての職員となりますが、そのうち、法人役員を兼務する施設長や、延長保育、預かり保育などの通常の教育、保育以外のみに従事している職員は除かれます。

本事業による補助金は、基本給や超過勤務手当、賞与など、直接対象者に支払われる賃金等の改善分に加え、これらの賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てることが可能となっております。これらの費用は全て人件費に該当しますので、補助金自体が全額人件費に充当されるということになってまいります。

なお、賃金改善の具体的な方法や対象、個々の職員ごとの賃金改善額については、事業者の判断により配分、決定することになりますが、賃金改善については、最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給または決まって毎月支払われる手当により行うこととなっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（中野喜一君） 重点事業説明シートの28ページ、市立保育園管理運営経費、保育士（会計年度任用職員）の処遇改善の具体的内容は。

○こども課長（梅田浩二君） 今回の市立保育園保育士の処遇改善の具体的内容につきましては、フルタイム職員につきましては、月額給与が15万6,400円から16万1,100円と、率にして約3%、額にして4,700円のアップとなります。

また、短時間勤務のパート職員につきましては、時間給が1,030円から1,060円と率にして約2.9%、額にして30円のアップになります。

また、賞与額につきましても、基本給または時間給の改善に伴い、フルタイムの職員で年額9,870円の増、パート職員の賞与支給対象者で週5日6時間勤務の場合7,560円の増となります。

上記に加え、超過勤務、時間外勤務になりますが、を行った場合も基本給の改善に伴い、手当額が改善されます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（松尾和樹君） 同じく市立保育園管理運営経費に関してです。

本市では、外国籍市民の方の国籍でベトナムや中国の方が増えているという説明が以前ありましたが、通訳の必要はありませんでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 令和3年度の状況になりますが、市立保育園4園に在籍する外国籍児童の状況は、ブラジル国籍33名、フィリピン国籍5名、ベトナム国籍1名の計39名で、中国国籍の児童は在籍してございません。このため、ベトナム国籍及び中国国籍の方に対応した通訳を配置する予定は今のところございません。

なお、現在在籍しているベトナム国籍の保護者につきましては、日本語の文章でも平仮名で振り仮名が振ってあれば理解でき、お迎えの際に重ねて口頭で説明することで、十分意思疎通は図れております。さらに、各園には携帯翻訳機を配置しておりますし、急な対応の際にはスマートフォンで翻訳することも可能な状況でございますので、日常的な場面において特段の支障が生ずることはございません。

参考までに、市内の私立の認可保育所、認定こども園、小規模保育所、全11園における外国籍児童の状況は、ブラジル国籍58名、フィリピン国籍9名、中国国籍5名、ベトナム国籍1名、モンゴル国籍1名、ペルー国籍1名など計78名となっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 31ページのキッズクラブ運営事業ですが、今度新しくキッズクラブをつくるということですが、小学校が35人学級ということになりましたので、キッズクラブの一室の定員を40名というふうにしてよいのか、そこら辺を伺います。

○こども課長（梅田浩二君） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営につきましては、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、条例で基準を定めなければならないとされており、同条第2項には、市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとするとしております。これによりまして、市では国が定める基準を参酌して、可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めており、同条例第10条第4項におきまして、1つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすると規定しております。

御質問いただいたように、学校教育においては、法律改正により35人学級への移行が進められているところでございますが、今回新設します今渡北小第2キッズクラブにつきましては、ただいま説明しました条例の規定に基づき、40名定員の2室、計80名定員の施設としたものでございます。

小学校の学級編制における1学級と、放課後児童クラブにおける1支援単位の児童の数は異なっておりますが、これはそれぞれの用途が異なることが要因だと考えております。

なお、放課後児童クラブにおける1支援単位の児童の数は、おおむね40人以下とするという幅のある規定となっておりますので、議員御指摘のように、理論的には35人定員とすることは可能でございますが、1支援単位の定員を減らすことで待機児童の発生につながるおそれもございますので、現段階では国が示す適正規模の上限数値を適用しているのが実情でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（富田牧子君） コロナ禍だと本当に密になるわけですね、子供たちが多いと。だから40人以下というふうに言っているんですから、やはりせめて35人という定員に、あと待機児を救うという意味ではなくて、子供たちに本当にいい環境を、このキッズクラブでも当然環境整備は必要なことですから、ぜひ、この次つくるときは、もう35人というふうなことでお

願いたいと思うんですけど、この40人にする定員の面積は、学校の教室の面積と比べて同じですか、それとも狭い、どんな感じですか。

○**子ども課長（梅田浩二君）** 学校のほうの基準は、申し訳ございません、詳しくは承知しておりませんが、決められた基準は学校はなかったように思っておりますが、ちょっと間違っていたら申し訳ございません。8メートル掛ける8メートルとか、そういう標準的なものがある、それに40人とか、これからは35人というふうになってくるわけですが、そういったところで、おおむねそのぐらいの広さの中でやっているのかなと思っておりますが、ちょっとこれが違っていたら申し訳ございません。

キッズクラブにつきましては基準がございまして、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上ということで畳1枚分ですね。1人の面積が畳1枚分という形になります。

なお、今回予定しております今渡北小学校第2キッズクラブにつきましては、1室の面積が70平方メートルですので、単純に割りますと42.424人入れるという計算にはなりますけれども、40人という定員を定めております。それから、できるだけ密にならないようにということで、その辺は、ふだんの中でいろいろそういう対策、あるいは外遊びをしたり、各学年が交流しないように気をつけたりとかというような対応をしております。

それから、今渡北小学校キッズクラブの令和4年度の入室予定児童数ですが、通年、これは1年を通じて通うお子さんが今のところ154名、長期34名、計188名という状況でございます。通年については154名ということで、仮に190名の部屋ができれば、それだけ満員に使わなくても対応はできるかなというふうに思っております。あと長期につきましては、学校施設を1部屋、何とかお借りしながら対応できるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○**委員長（伊藤 壽君）** よろしいですか。では次。

○**委員（山根一男君）** 同じく31ページです。

キッズクラブ運営事業、指導員委託料740万円は、対前年で327万9,000円増加しているが、その要因について説明をお願いします。

○**子ども課長（梅田浩二君）** 指導員委託料につきましては、公益財団法人可児市シルバー人材センターからキッズクラブの運営を補助する会員を派遣いただく場合に発生する費用となります。

キッズクラブでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの子供が手を触れる机や椅子、パーティション、ドアノブ、蛇口等につきまして、消毒液を使用して1日2回清掃することとしております。また玩具等につきましても、同様の作業を随時行っているところでございます。

しかしながら、児童の安全確保や見守り等を行う指導員が、清掃作業に多くの時間を費やすことは難しい状況でございます。加えて、長期休業期間をはじめ、シフト上、指導員が手薄になることもございますので、子供たちの見守り補助としてシルバー人材センターに会員

の派遣を依頼しているところでございます。

令和4年度につきましても、本年度と同様に会員の派遣を予定しており、本年度の実績を踏まえ、予算の算出をしたところでございます。以上でございます。

○委員（山根一男君） そうしますと、これはシルバー人材センターのみへの委託料ということとで、何人ぐらいになるんですか。今までを加味してということですけど、327万9,000円アップというのは、やはり今までは全然足りていなかったというような認識なんですか。

○こども課長（梅田浩二君） 積算上は1日4時間で、12か月で11クラブに入っていただくという形に、プラス時間外で対応していただくこともございますので、それを加味した金額でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（野呂和久君） 35ページです。母子健康診査事業です。

産婦健康診査事業について、産後鬱の現状と事業立ち上げの経緯は。必要な市民に新規事業をどう告知するのか、健診対象者にはいつ案内を出すのか、これは出産届後でしょうか。健診券を発行するのか、鬱等の診断が出た場合はどうフォローする体制かなど、事業の一連の流れの説明をお願いします。

○健康増進課長（後藤文岳君） 妊娠中から出産後は生活スタイルの変化が大きく、ストレスがとてもしっかりやすいため、心や体の不調を来しやすい時期です。

令和2年度の実績ではありますが、妊娠届の提出時における保健師の聞き取りで、心身の状態に不安があると判断した方が15%ほどいました。そのため、早期に心や体の不調を発見し、産後鬱の予防や、新生児への虐待予防を図ることを目的とした産婦健康診査助成を新規事業として予算計上させていただきました。

産婦健康診査事業の周知につきましては、既に母子手帳の交付が済んでいる方に対して、3月下旬に案内文書と産婦健康診査受診票兼結果表を発送します。また、令和4年4月号の「広報かに」、ホームページでも周知をしていきます。

今後は、母子手帳を交付する際に、併せて妊婦健診受診票を14枚交付していますが、そこに産婦健診受診票兼結果表も一緒に交付していきます。

次に、フォロー体制につきましては、現在、妊娠中からハイリスク要因を特定できる妊婦、具体的には不安定な就労等、収入基盤が安定しないことや、家族構成が複雑、親の知的、精神的な障害などで育児困難が予測される方などは、担当保健師が医療機関と情報共有し、一緒に経過を確認しつつ、妊婦へは継続的に電話連絡や訪問を行っています。産後について、特に早急な支援が必要な産婦については、医療機関から市へ電話連絡があり、支援が必要な妊婦については、県の母と子の健康サポート事業により、市へ文書で連絡があります。

ただし、支援漏れがないように、産後1か月以内に電話連絡し、産婦の心身の状況確認を行っています。

また、新生児訪問を第1子及び低体重児などは生後1か月から2か月、第2子以降は生後

2か月から3か月に行い、母子ともに状況確認をしています。

医療機関から連絡があった場合や支援が必要と判断した場合は、担当保健師が中心となり、関係機関である産科、精神科、小児科、こども課、子ども相談センターなどと連携し、支援を開始しています。

なお、心身に不調がある場合、その方の状況に合わせて産後ケアの利用を進める医療機関受診を案内するなどして、継続した支援を行っています。

産婦健康診査で実施するエジンバラ産後鬱病質問票では、鬱の傾向の有無などが判断されるため、今後は妊娠期における状態や、新たに産婦健診の受診結果を踏まえて、支援の有無、支援の内容などを総合的に判断していきます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。それでは、ここで改めて、これまでの質疑に関する質疑を許します。

質問される方は、お1人、質疑1回につき1問としてください。

また、質疑番号と事業名等の発言をお願いいたします。

質疑はございますか。

○委員（山根一男君） 私が質問しました9番のキッズクラブ運営事業ですけれども、先ほどの説明でシルバー人材センターに清掃とか衛生業務をとということなんですけれども、どうしてそれが指導員の委託料というふうになるのかが、ちょっと解せないなと思ひまして、指導を何かするという方なんですか、これは。

○こども課長（梅田浩二君） 名称につきましては、確かに指導といいますが、補助的に見守り等に入っていていただくことはございますが、一般の指導員のように特段資格を持っていたりとか、そういった方たちではございませんので補助的な業務になります。

名称につきましては、指導員委託料というのがどうかという部分には確かに疑義がございしますが、内容的には先ほど申したとおりでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（山根一男君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） それでは質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、令和4年度当初予算のこども健康部の質疑を終了いたします。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。御退席ください。

ここで9時45分まで休憩いたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時43分

○委員長（伊藤 壽君） それでは委員会を再開いたします。

それでは福祉部、教育委員会事務局の質疑を行います。

板津委員より、1問ずつ質疑をしていただくようお願いいたします。

○委員（板津博之君） それでは、重点事業説明シート5ページの在宅福祉事業です。

新規事業の高齢者虐待一時保護について、保護した後の対応はどのように考えていますか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 高齢者虐待の対応は、虐待を受けた高齢者だけでなく虐待をしてしまった養護者を含めて家族全体を支援し、再発を防止していく必要があります。

その対応は、地域包括支援センターが主体となってい、関係機関との密接な連携の下に虐待要因の解消や軽減に努めております。個別事案ごとに対応が異なり、必ずしも全ての事案で一時保護を行うわけではありません。高齢者にけがや御病気があるなど緊急の場合や、養護者の心身の不調や行き詰まり感で再発の危険性がある場合など、必要に応じて実施することとなります。認知症による徘徊、妄想等の周辺症状が強く出ている方や、医療依存度の高い方は介護施設での受入れが困難であるため、そうした場合でも迅速円滑に対応できるよう、医療機関との協力、連携体制を確保してまいります。

一時保護により、高齢者の安全を確保した後、養護者に対する相談や助言指導を行い、困り感に寄り添った伴走型支援に移行します。その後、家庭に戻っていただく場合は、継続的に訪問して様子を確認させていただき、再発の危険性が高い場合は施設入所を進め、入所後の面会調整を行うなど、それぞれの事案ごとに状況を見極めつつ対応していくこととなります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（板津博之君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に移ります。

○委員（野呂和久君） 同じ事業です。

緊急通報システムの利用者から、日常生活の困り事相談の中で、高齢者虐待の通報はあるのか。事業概要も高齢者の在宅生活を支援とあり、令和2年度決算の重点事業報告書の独り暮らしや高齢者世帯が在宅で自立した生活、という文言から少し表現が変化している。システムの対象を、同居家族が昼間仕事などで孤独になる高齢者などにも拡充してはどうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 緊急通報システムにおいて、利用者から高齢者虐待に関する相談はございません。

高齢者虐待に関する本人からの相談や通報につきましては、直接市に連絡していただき、市と担当の地域包括支援センターで迅速に対応することとなります。高齢福祉課において、休日・夜間でも宿日直の職員から連絡を受ける体制としております。

御家族と同居の方につきましては、日頃から家族間で緊急時の連絡方法を話し合わせ、すぐに駆けつけていただくことが望ましいと考えますが、必要であれば民間サービスも利用できますので、対象者を拡充する考えはございません。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 重点資料説明シート5ページの在宅福祉事業、同じところですか。

地域支え合い拠点整備費補助金100万円の支給要件及び高齢者虐待一時保護費50万円の根拠につきまして、御説明をお願いします。

○**高齢福祉課長（東城信吾君）** 地域支え合い拠点整備費補助金につきましては、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者が、地域住民と連携しながら支え合い活動を行うための常設型拠点を整備する事業に対し、補助金を交付するものです。

補助基準額は、新築の場合1,050万円、新築以外の場合は150万円で、補助率は3分の2です。岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金交付要綱に基づき、特定財源として2分の1の県補助金を受けて実施いたします。

来年度は、新築以外で1事業者から実施希望がありましたので、100万円を計上いたしております。

高齢者虐待一時保護費につきましては、保護する高齢者の心身の状況等によって、受け入れていただく施設や、そこでのケアの仕方、薬の処方なども異なるため、一律に決まった費用ではございません。今年度の事例を参考として、月額5万円から6万円で3か月間、こうしたケースが3件生じた場合を想定し、50万円を計上しております。

○**委員長（伊藤 壽君）** よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○**委員（川合敏己君）** お願いします。

重点事業説明シート6ページ、高齢者いきがい推進事業、長寿記念品費について、いきいき長寿の集いに代わり、コロナ禍である昨年度、本年度と同様、今後も長寿記念品をお渡しする事業にするとのことだが、その判断に至った理由をお願いいたします。

○**高齢福祉課長（東城信吾君）** いきいき長寿の集いにつきましては、御病気や仕事、介護、交通手段など、様々な御事情で参加できない方や、予定がなくても参加を希望されない方、興味がないといった方もあり、近年参加率が50%を下回っていました。今日、価値観が多様化する中で、人々の志向も様々であり、これまで行ってきた特定の興行は必ずしも対象者の皆様に求められているとは言えず、コロナ禍による2年間の中止を契機として見直すことといたしました。

この2年間の代替事業につきましては、実行委員会の方々に御意見を伺って実施しましたが、行事の中止に対する苦情などはなく、市長名のお祝い状に対し、感謝の声や手紙が寄せられました。

また、保健、医療、福祉の関係者や市民委員などで構成する高齢者施策等運営協議会において意見聴取を行ったところ、楽しみにされている方がいるので、コロナ禍が収まったら再開してはどうかとの意見も一部ございましたが、委員の多くはKマネーの配布のほうの方が公平でよいなど、賛同をしていただきました。敬老事業として、従前よりも好意的に受け止めていただけたものと考え、Kマネーの活用により地域経済の応援につながるという側面からも有益性があることから事業を転換することといたしました。以上です。

○**委員（川合敏己君）** ありがとうございます。

Kマナーということでございますので、これは年度によって予算額というのは、都度、人数によって変わってくるということでよろしいですね。

○高齡福祉課長（東城信吾君） そのとおりでございます。

○委員（川合敏己君） ちなみにKマナー、1人5,000円相当でしたかね、3,000円でしたっけ。すみません、お願いします。

○高齡福祉課長（東城信吾君） お一人3,000円でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 10ページの地域包括ケアシステム推進事業のところですが、認知症初期集中支援チームというふうな名前が出ておりますが、下のほうにちょっと図もあるんですけど、このチームの活動の内容について詳しく説明をお願いします。

○高齡福祉課長（東城信吾君） 認知症初期集中支援チーム活動は、認知症になっても御本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその御家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援につなげることを目的としております。

構成員は、可児医師会から推薦いただいた認知症サポート医と、国が定める所定の研修を受講した専門職及び地域包括支援センターの職員でございます。

対象者は、最近急に認知症状がひどくなってきたものの医療機関を受診していない方や、受診を拒否される方、まだ介護サービスを利用したことがない方などで、お困りの御家族からどうしたらよいかとの相談を受けたり、民生委員や警察から心配な方がいるといった連絡があった場合に、研修を受けた専門職と担当地区の地域包括支援センター職員が訪問して相談に乗り、受診に同行したり、要介護認定の申請を代行し、その後のサービス利用につなげていくなど集中的に支援します。

認知症サポート医は、診察や専門的な見地からアドバイスを行います。

2か月に1度、チーム会議を行い、支援状況の確認や支援方針について協議し、おおむね半年以内をめどに医療や介護サービス利用を軌道に乗せています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（富田牧子君） 分かりました。

医療機関をまだ受診していない人に対して、そういうことの支援を行うということですが、この認知症のサポート医とか専門職、どれぐらい市内でお見えになるんでしょうか。

○高齡福祉課長（東城信吾君） 認知症サポート医は、今現在4名、4人の先生でございます。それから、研修を受講した専門職も4名でございます。以上です。

○委員（富田牧子君） その専門職というのは、一体どのような方々なんですか。

○高齡福祉課長（東城信吾君） 精神保健福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、こういうことでそこに相談したら、サポート医とかもいろいろ加わってくださるので、ちゃんと受診への道が開けるということでしょうか。

実は、認知症の場合、受診したくてもいっぱい、もうなかなか取れないというようなこともありまして、早期発見と言われるんですけど、そこにつながらないことが多いですね。ですから、こちらのほうにそういうことで相談をしていけば、受診も行って、正確な診断もしていただけるというふうな道筋はつけていただけるということでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 私ども可児市の直営の包括支援センターが事務局のような形になっておりますので、まず私どものほうに御相談いただければ対応していくということになります。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次の質疑に移ります。

○委員（野呂和久君） 同じ事業です。

生活支援コーディネーターを第1層に1名、第2層に5名を配置していると思うが、令和3年度までの成果と、新年度の具体的な成果目標をお願いします。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 生活支援コーディネーターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、安心づくりサポート委員会や地域福祉懇話会、地域での様々な福祉活動に参画し、地域の方々や地域包括支援センターなど関係機関と課題を共有するとともに、サロンや生活支援サービスなど、地域支え合い活動の機運づくりや活動の支援、新たなサービスの創出、担い手の発掘など、各地域に入り込み、活動しています。

これまでの主な成果として、安心づくりサポート委員会において、フォーラムの開催や、ごみ出し支援の始め方の手引書、サロン活動と地域のつながりづくりを進めるためのガイドラインを作成し、自治会や地区社会福祉協議会、サロンなどに配付し、支え合い活動について話すきっかけづくりや、つながりができるよう努めてきました。

今年度は、移動支援事業やサロンの新設の支援などに取り組んでおります。

新年度につきましては、引き続きコロナ禍により地域支え合い活動に様々な影響があると見込まれますが、コーディネーターが地域のボランティアの方々の下支え役となり、活動休止となっているサロンや生活支援サービスの再開などに向けて、地道に取り組むことを目標としております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） 重点事業説明シートは11ページになります。任意事業です。

認知症高齢者等見守りシール事業について、見守りシール（二次元コード）で読み込む個人情報は何があるのか。また、この事業の周知はどのように行う予定か。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 見守りシールの二次元コードを発見者が読み込んでいただいた場合、画面上にはコールセンターの電話番号と対象者のIDのみが表示され、個人情報は

表示されません。コールセンターでは、氏名や性別、血液型、生年月日、住所、家族構成、緊急連絡先、その他特記事項など、本人確認と御家族に連絡するための情報をあらかじめ登録しており、発見者がIDを伝えていただければ、その方を特定することができ、コールセンターから御家族や警察などに連絡し、自宅に戻っていただくという仕組みになります。

周知につきましては、地域包括支援センターなどから対象と考えられる方の情報を提供してもらい、直接案内を送付するとともに、民生委員やケアマネジャーなど関係者にチラシの配付など、制度の紹介についての協力を依頼します。また、広く市民の皆様はこの事業を知っていただき、御協力いただくために、「広報かに」やホームページのほか、地域情報誌、ケーブルテレビ、FMららなどを活用し、周知に努めます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（板津博之君） そうすると、この事業費自体はシールの作成費用だとか、チラシの印刷代とか、そういったところがほとんどということでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 主にはそのシールと、コールセンターの業務の委託、それと啓発費というようなことになります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 13ページの後期高齢者医療事業です。

令和4年10月から高齢者医療費が2割負担になるということですが、どのぐらいの市民に影響があるのか。

それから、すみません、私書いていなかったんですけど、保険料の値上げが4月にあると思うんですけど、分かったら保険料がどれぐらいになるのかも併せて教えてください。

○国保年金課長（水野哲也君） まず、後期高齢者医療費の2割負担についてでございます。

厚生労働省の推計によりますと、医療費の自己負担額が2割負担となる対象者は、被保険者全体の約20%です。また、都道府県別の推計では、岐阜県は2割負担となる対象者は、被保険者全体の18.8%と予測されております。

可児市において、現在3割負担の対象者の割合は被保険者全体の5.6%で、岐阜県全体の3割負担の対象者の割合とほぼ同じでございます。2割負担となる対象者についても、ほぼ同程度の割合と考えられるため、被保険者全体の18.8%が2割負担の対象者となる予測をしております。令和4年度の保険料試算において、可児市の予測被保険者数は1万4,443人としておりますので、その18.8%に当たる約2,700の方が2割負担になると予測をしております。

次に保険料の値上げについてでございます。

令和4年、令和5年の保険料率については、改定前の均等割額4万4,411円が1,612円の増で、4万6,023円でございます。所得割率につきましては、現行8.55%が、0.35ポイント増の8.90%に改定をされます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関してよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 17ページに移ります。

福祉医療助成事業、父子家庭医療費530万円は対前年で171万円増えていますが、その算出の根拠について教えてください。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 令和3年度の父子家庭医療費は、令和2年度までの過去5年間で最大であった令和2年度の実績額529万6,939円の同程度として、530万円といたしました。

父子家庭に限らず、福祉医療費の助成額は、年度ごと、月ごとに小さくない変動があり、高い精度で見込額を算定するのは難しいのが実情でございます。中でも、父子家庭医療費の受給者数は、こども医療受給者、重度心身障害者の受給者などの福祉医療助成と比較して、数十分の1と少なく、対象世帯の受診状況などによる変動がより大きく影響することから、年度途中の状況によって見込みを立てることが困難でございます。また、過去5年間の実績値においても、毎年増減の波がありながら、流れとしては増加傾向にあり、それらを踏まえ、令和4年度は、過去5年間で最大であった令和2年度の実績額同程度としたものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（山根一男君） 前年からかなり大きなアップなんですけど、父子家庭が急激に増えたとかではなくて、一応これぐらいを見込みたいということで、この予算ということですね。

○福祉支援課長（飯田晋司君） はい、対象者が極端に増えたとか、そういうことではございません。今おっしゃったとおりでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） ページ飛びまして、重点事業説明シートの36ページと37ページになります。

小学校ICT環境整備事業と、中学校ICT環境整備事業にまたがりますのでお願いします。

ICTサポート業務について授業支援、環境支援を目的として、月1回、3時間掛ける12か月という御説明だったと思いますが、これは学校単位で全教職員向けに講習形式で行うのか、または個別に授業のサポートを依頼するものなのか。ICTサポート業務の具体的な支援内容を教えてください。

○学校教育課長（今井竜生君） ICTサポート業務について説明をします。

初めに、サポートのやり方についてです。

サポート業務を行う際には、学校のICT担当者を窓口として、学校の要望に応じた対応をしていきます。例えば、学校の全職員を対象にした講習形式、個人の質問に対応して助言

する形式、学年や教科部会等のグループを対象として対応する形式など、いろいろな方法を想定しています。ICT分野に明るい教職員がいる学校においては、他と比較して内容が進んでいることもあります。そのように特別詳しい教職員がいない学校においても、学校で困っていることがあったり、こういうことをしたいけれども方法が分からないというようなことがあった際には、それぞれの学校の実情とか要望に照らし合わせて、最もやってほしい内容を相談し、より実践的な方法で提案できる専門的な方にサポートしてもらう予定であります。サポート業務による支援のほかにも、1つの学校で実施した内容を他校で共有し、市内全体でレベルアップを図ることができればよいと考えています。

次に、授業への関わりについてです。

今回利用する国庫補助事業のGIGAスクール運営支援センター整備事業では、授業に入ってからサポートは補助対象外となるため、直接児童・生徒へ関わることはありません。その代わりに、職員に対しての授業でのタブレット端末の使い方や、授業で活用できるソフトの紹介や指導方法など、助言を受けることができます。また、学級閉鎖等の際に実施する家庭と学校をつなぐ学習での使い方などの助言を受けることができます。

タブレット端末に関わる不具合の相談にも応じていただくことになっております。以上です。

○委員（板津博之君） そうしますと、もちろん小学校と中学校でも支援内容というか、要望が全然違ってくると思いますし、授業の支援の助言も受けることができるということですので、例えばですけど、わざわざ専門員の方に来ていただくかなくとも、Zoom形式だとか、いわゆるそういった通信を使って助言を受けるというようなことも、その中には入っているという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 基本的には月1回の訪問を考えておりますけれども、業者とのやり取りは当然できると思いますので、そこでの質問で、実際来ていただいて現場で教えていただくようなことは可能だと思います。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 同じところですけど、スキルアップのための専門家を業者から派遣してもらうということだが、業者との癒着が起こる心配はないのかと、私はちょっと心配をしているところですけど、というのも、この前タブレットの更新が4年と言われたので、大変短い、更新期間があまりにも短いので、当然今来る業者の人はもちろんそのタブレットを扱っているところから来ると思うんですね。そうすると、本当にこの4年の間で更新になると大丈夫なんですかという心配です。

○学校教育課長（今井竜生君） 御指摘のとおり、どの業務であっても業者との癒着はあってはならないことでもあります。

業者の選択については、市の契約制度にのっとって適切に行っていきたいと思っております。選定に当たっては、学校が求める内容をより安価に提供でき、子供たちがよりよい環境

で学ぶことができるという条件を基に進めていきます。

タブレットの更新時期についてですけれども、今のところ未定です。現在導入したタブレットの物損補償期間及び事業支援システム使用期間が4年であるため、その補償やライセンスの切れるタイミングでの更新、つまり最も早いタイミングで更新するケースとして、重点事業説明シートの令和6年度に計上しています。また、額も今回導入した額と全く同じ額で計上しているところです。そのため、実際の更新時期はそこからもう少し後になることや、導入する機器によっては額の変動も想定されるところであります。

ただし、タブレットは持ち運びも多く、バッテリーを常に使用するということがありますので、タブレットの寿命は据置きで使用しているパソコンよりも短いと考えられております。携帯電話やスマートフォンもそうなんですけれども、一説では2年から4年が寿命であるというふうに言われています。使用から4年が経過し、補償がない状態での使用における故障率を考慮していった場合、正常な運用に大きなリスクを伴うおそれがあります。この更新や買換えについては全国の他市町村も同じ問題を抱えています。そのため、可児市だけの問題ではなく、国の動向も見ながら、追加での補償の額や、それから使用するソフト、システムの更新費用、現状の機器の状況などをよく把握し、比較検討しながら更新の時期や内容を検討していきたいと思っております。

○委員（富田牧子君） その専門家の話なんですけど、これってG I G Aスクールの運営支援センターというのが各県にできるというふうに、都道府県に整備するというふうに私が読んだところでは書いてあるんですが、そこから来るということですよ。

○学校教育課長（今井竜生君） やり方は、今おっしゃったみたいに県でセンターをつくってというやり方もありますし、例えば、地域でそういうセンターを他市町村と共同してつくって、そこから業者を派遣するというやり方もありますので、岐阜県ではどうも県全体でやるというふうではなくて後者のやり方を取ることです。

先ほど質問にもありましたけれども、購入業者と、今度教えていただくシステムをつくる派遣の業者は、同じでもあるかもしれないですし、違うことも考えられますので、より教育に特化したような、専門的に教えることが得意な業者を選ぼうと思っております。

○委員（富田牧子君） それでは、補助ですけど、2024年まで補助金が出るという話なんですけど、この事業は単年度で終わるということですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今の事業については、単年度の予定です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次の質疑に移ります。

○委員（川合敏己君） 同じところですか。

I C T機器を使った学習環境の整備は今回、予算は今年度に比べると、ほぼ倍増しているように思いますが、十分確保できているかどうか、これをお願いいたします。

○学校教育課長（今井竜生君） 今年度、令和3年度から1人1台タブレットを用いた学習授

業が行われております。それぞれの学校が創意工夫を凝らしつつ、より効果的な使い方を模索しながら進めておるところです。

現状、一斉授業の中でタブレットやプロジェクターなどの機器を活用して、視覚的に分かりやすい資料提示であったりとか、お互いの考えを交流する場の工夫などができております。また、Wi-Fiも整備できたことでオンライン授業も含めたICT機器を使った学習も進めることができます。文部科学省が示している学校におけるICT環境の活用チェックリストというものがありますが、それに照らしてみたところ、ほとんどの項目について達成していますので、現時点では、有効に整備活用できていると判断しております。しかし、今後、教育の情報化を取り巻く環境が変化していますので、また何かしらの動きがあれば、それに対応していくことになると思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） 重点事業説明シートは、38ページと39ページになります。

小・中学校施設の大規模改造事業についてです。

今回は、小学校では広見小学校の北舎、中学校は全5校の屋内運動場の照明をLED化するということですが、工事費に対する国・県の補助はあるのでしょうか。

また、ほかの施設の今後のLED化の計画はどのようになっていますか。

○教育総務課長（石原雅行君） 小学校、中学校ともに補助金はございません。

しかし、有利な起債である公共施設等適正管理推進事業債を活用でき、事業費の充当率90%、交付税の算入率が、財政力に応じて30%から50%措置されます。これは、国において公共施設の脱炭素化の取組を推進するため、令和4年度から令和7年度まで、時限的に活用できるとしているものです。

教育委員会としては、交付税が措置される令和7年度までに、順次公立小・中学校の施設をLED化したいと考えていますが、市全体の財政等のバランスを踏まえ、対応していきたいと考えています。計画の優先としては、小学校の体育館、次に中学校の校舎、次に小学校の校舎と考えています。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（板津博之君） はい。

○委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に移ります。

○委員（松尾和樹君） 重点事業説明シート41ページです。事業名がばら教室KAN I 運営事業です。

職員の処遇改善はされていますでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） お答えします。

ばら教室KAN Iには、室長以下12名の職員が勤めており、日本に来て間もないお子さんや、日本語が身につけていないお子さんへの指導を行っています。

令和2年度の9月より第2ばら教室が開設し、2つの場で児童・生徒の段階に応じた指導

ができるようになりました。

施設面では、教室の広さや職員数などが確保され、職場環境が改善されました。

児童・生徒にとっても、一人一人に応じた指導ができることで成長が見られています。第1、第2ばら教室の両方にコーディネーターを置くことで、学校との連携や、互いの教室のつながりができ、負担の減につながっています。また指導員は、児童・生徒の国籍や言語を考慮して採用、配置しています。室長には、両方の指導員との面談により、思いや困り感を把握していただいています。安心して勤務できるように配慮しているところです。

ばら教室の指導員は、外国籍児童・生徒のためにやりがいを持って働いていただいております。これまでの指導経験や自分の体験を生かして熱心に取り組んでいます。

また、報酬面についてです。

ばら教室KAN Iの指導員の報酬額は、市の通訳と同額となっております。そのため、単独でばら教室KAN Iの職員だけ上げることはできず、報酬額を変える場合は通訳と連動させての検討が必要となると思います。ばら教室の場合、他自治体に同じような組織があることが少なく、全国的にも少ない施設でありますので、一概に比較することが難しいと考えます。最終的には、人事課で市全体の会計年度任用職員のバランスを見極めながら決めていただくことになるかと思えます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 79ページの生活困窮者自立支援事業です。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付は、特例貸付けを終了した世帯や、再貸付けについて不承認とされた世帯に対して行われるわけですが、この事業は実際に効果を上げることができるのでしょうか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 本市における新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付実績は、令和4年3月9日時点で、初回支給が申請世帯数152世帯、支給決定が83世帯、不支給決定が61世帯、審査中8世帯、支給決定総額1,672万円、支給済み総額1,124万円で行いました。

また再支給につきましては、申請世帯数21世帯、支給決定14世帯、不支給決定4世帯、審査中3世帯、支給決定総額354万円、支給済み総額32万円で行っています。

なお、当該支援金事業は、令和4年6月末まで申請期限が延長されたこともあり、令和4年度においても生活困窮者に対する支援策の一環として、住居確保給付金や特例貸付け等との一体的な制度の活用が見込まれております。これまで、初回、再支給合わせての申請が173世帯、支給決定が97世帯あった中、自立支援金の活用から生活保護申請につながった件数が2件のみであったことから、対象世帯は、自立支援金の活用により自立した生活を維持できていると考えられ、一定の効果があるものと考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） それでもって、可児社会福祉協議会の職員1名を就労準備支援事業の開始に合わせて市役所のほうに常駐させるということですが、これは社会福祉協議会では駄

目なんですか。市役所に置いたほうが実際にいろいろスムーズに行くということなんですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 来年度から1名、社会福祉協議会の職員が市役所の福祉支援課の窓口で常駐するというごさいます、引き続き社会福祉協議会の相談窓口も、今までどおりやると。その上で、今まで生活困窮者自立支援事業については、簡単な説明とか、ある程度対応は市のほうの窓口でもしておったんですけども、直接市に来られた方についても、そこで具体的な対応をさせていただける、ワンストップ的な対応ができるということもございまして、そのようにさせていただくということにしたものでございまして。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 資料番号3の可児市予算の概要です。

53ページ、施設入所事業で前年対比で1,020万円の増額となっておりますが、これまでの実績及び増加要因はどういうことでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 施設入所事業における月平均の入所者数の推移は、平成28年度が12.5人、平成29年度が10人、平成30年度が8.4人、令和元年度が6.5人、令和2年度が6.5人と減少傾向でしたが、今年度は8.7人と増加しており、12月の補正予算で入所措置費を280万円増額いたしました。したがって、来年度の実質的な増額は740万円でございます。

環境上の理由及び経済的理由により、在宅での自立生活が困難となる高齢者の事例は突然発生するため、傾向を正確に予測することは困難ですが、今日、人々のつながりが希薄化する中で、独り暮らしで身寄りがない、身内と絶縁状態など頼れる人がいない方が増加していることが要因と考えられます。

現在、入所者は9人でございますが、来年度は入所者の増加に対応できるよう、セーフティネットとして12人を想定した予算額としております。以上です。

○委員（山根一男君） そういう読みということですけど、この対象になる方の要件と申しますか、生活保護とかいろいろとあると思うんですけども、どういう方にこれを措置されるのでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 独り暮らしの方などで、今まで自立していたんですけども、だんだん心身の老化、弱くなってきて自活ができなくなってきたということで、経済的にも非常に苦しい、生計が成り立たないというような場合で、先ほども言いましたけれども、全く身内に頼れる方がいないというような方、非常に過去のいきさつで親族の方と疎遠になっていらっしゃるって援助が求められないというような、そういった方を対象に入所措置をしております。

○委員（山根一男君） そういったことを判断するというか決定する仕組みと申しますか、どなたがどういう形でそれを決定していくのでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 入所判定委員会ということで、医師会長さん方に委員をお願いし、あと私どものほうも判定に加わって、総合的に入所の対象と認めた場合に措置をするという形になります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 同じく資料番号3の54ページです。

精神保健福祉事業、この項目の中に自殺予防対策にも取り組みますとあるんですけども、予算がなかったもので、自殺予防対策にはどのように取り組むんでしょうか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 様々な社会的要因が絡み合う自殺に対しては、特定分野の支援だけでは解決できず、支援の対象となる人の抱える問題について、様々な機関や団体などが連携を図り、社会全体で包括的に支援を行うことが求められています。

本市においては、平成23年に可児市自殺対策協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な機関や団体と連携を深めながら取組を進めてまいりました。平成31年3月には、平成31年度から35年度までの5年間の計画期間として、可児市生きるための包括的支援行動計画を策定し、関係部署、関係機関をはじめ、広く様々な支援を行うこととしています。

具体的な取組としては、自殺対策行動計画の策定に併せて、地域相談先の一覧、命のネットワークを作成し、庁内窓口での設置、命のネットワーク関係機関への配付やホームページでの掲載を行っております。あわせて、電話や対面でのコミュニケーションが苦手な方には、LINEやチャットなどのSNSを利用して悩みを相談できる窓口の周知を図っています。ほかにも9月の自殺予防週間に併せて、庁舎ロビーや図書館などで展示を継続して実施するとともに、「広報かに」でも啓発、周知を図っています。

次に、若い世代に対しての取組としては、市内小・中学校でSOSの出し方教室を継続的にを行い、悩み事を相談できる場所や人を周知することとしており、これまでに学校の協力を得て、令和元年度に2校、令和2年度と令和3年度に各1校、実施してきました。

自殺未遂者に対する取組としては、支援機関が連携して対応するために、情報を共有することを本人が同意している旨を提出していただく「つなぐシート」を活用し、支援を図る体制を取っています。

また自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、適切に支援につなぐことができる人であるゲートキーパーの養成については、平成28年度に福祉関係者を中心に養成研修を行ったのはじめ、市職員にもイントラネットの活用による全職員研修や新入職員研修などにより随時実施してきました。先頃、議員の皆様にも研修資料をお配りしたところでございますが、今後は生涯学習楽・学講座でも新年度からメニューに取り入れるなど、広く養成を図ってまいります。

以上、自殺予防対策は市職員や関係機関のみならず、社会全体で包括的に取り組むことが必要であり、今後も継続して進めてまいります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔「結構です」の声あり〕

それでは、改めて今までの質疑に関連する質疑を許します。

質問される方は、お1人、質疑1回につき1問としてください。また、質疑番号と事業名

の発言をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 26番目で、山根委員から質問のあった施設入所事業に関連しての質疑です。

この施設というのは、説明によれば養護老人ホームへ入所措置する場合に関わる諸経費や対策費用ということになるわけでありまして、よく似たところで、特別養護老人ホーム、あるいは養護よりももう少し機能的にいうと自立度の高いケアハウスであるとか、グループホームであるとか、御本人の病状、あるいは生活状況等によって、一定の対応をした後に環境が変わっていく、条件が変わっていく場合があるかと思っております。こういう場合に、養護老人ホームから出て行って別の施設に移したほうがよりいいとか、本人にとってプラスになるという判断が立つようなときは、この制度の枠としてはどうなるんでしょうか。例えば、生活保護へ移行して、他の扶助、補助が行えるようにしていくというようなことが判定されるんでしょうか。そこまで含めて判定委員会が責任を持つということによろしいんでしょうか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） まず、この入所措置につきましては養護老人ホームでございますので、今御嵩町と八百津町の2か所の施設にお願いしております、入所処置をするかどうかについて、入所判定委員が判定をしていただくということで、基本的に養護老人ホームは、要介護の方は基本的には受け入れるわけにはいかない、いわゆる虚弱老人といいますか、そのレベルまでの方を対象としておりますので、入所後にだんだんとは弱られて介護が必要になるというような場合ですと、今度は介護保険制度の要介護認定を受けていただいて、その介護度に応じて、例えば要介護3とか、そういうふうになってくれば養護老人ホームでのケアができなくなりますので、特別養護老人ホームとか老人保健施設とか、そういう別の施設に移っていただくというようなことになろうかと思っておりますし、その場合、やはり費用の問題が出てきますので、場合によっては生活保護の制度とか、そういうものを併せて検討し、そちらに移っていただくというようなこともあり得るということでございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） その判定は、どこが責任を持ちますか。

○高齢福祉課長（東城信吾君） 養護老人ホームの入所措置の終了については入所判定委員がしますけれども、そこから別の、例えばケアハウスだとか特別養護老人ホームとか、移すということについては、これはもう福祉事務所といいますか、私どもの所管になってくるかと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これで令和4年度当初予算の教育福祉委員会所管の質疑を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（伊藤 壽君） それでは委員会を再開いたします。

本日の予算案の質疑を通して、今後の予算執行に向けて、可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や、または委員長報告に付すべきことなどについて議論をするために、自由討議の動議がありましたらお諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、教育福祉委員会所管分の自由討議は終了いたします。

続いて、予算の議案全体に対する自由討議を行いたいと思います。

自由討議の動議がありましたらお諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、以上で本日の当委員会の会議の日程を全て終了いたしました。

これで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次回は3月17日午前9時より予算決算委員会を行いますのでよろしくお願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月16日

可児市予算決算委員会委員長